

令和7年9月29日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市公契約審議会
会長多摩市公契約審議会からの答申（令和8年度労務報酬下限額等）について
(その1)

多摩市公契約条例第7条第2項の規定により、令和7年5月26日付7多総総第209号で諮詢のありました事項について、多摩市公契約審議会委員全員の一致の意見として、下記のとおり答申する。

なお、労務報酬下限額については、東京都の地域別最低賃金額の従前の動向及び今後の上昇の可能性を鑑みつつ、経済・雇用等への影響も踏まえ、諸般の事情を考慮し設定したものである。

記

答申内容

- 1 令和8年度における労務報酬下限額（多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額及び多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額）について
 - (1) 多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額（別紙1）
従前どおりの考え方に基づき、令和7年10月1日時点の公共工事設計労務単価の90%とする
 - (2) 多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額（別紙2）
 - ① 多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する委託・指定管理協定労働者等
業務内容等に応じた複数の下限額設定を行うものとする。
 - ② 多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等
市場の賃金実態等を勘案し、1,458円とする。
- 2 多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合について
職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上とする。
- 3 その他多摩市公契約条例に係る重要事項について
多摩市公契約条例施行規則第3条第1項に規定する委託及び同条第2項に規定する指定管理協定で令和7年度に対象としている事業については、令和8年度も引き続き対象とする。

(別紙1)

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

(※ 令和7年10月1日時点の公共工事設計労務単価の90%)

[単位：円（1時間当たり）]

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	3,365	普通船員	3,465
普通作業員	3,015	潜水士	5,615
軽作業員	2,082	潜水連絡員	4,107
造園工	3,050	潜水送気員	3,983
法面工	3,758	山林砂防工	3,612
とび工	3,702	軌道工	6,458
石工	3,690	型わく工	3,567
ブロック工	3,432	大工	3,420
電工	3,668	左官	3,713
鉄筋工	3,668	配管工	3,218
鉄骨工	3,330	はつり工	3,387
塗装工	3,882	防水工	4,062
溶接工	4,163	板金工	3,848
運転手（特殊）	3,432	タイル工	3,050
運転手（一般）	2,858	サッシ工	3,612
潜かん工	4,163	屋根ふき工	3,815
潜かん世話役	4,985	内装工	3,713
さく岩工	4,455	ガラス工	3,555
トンネル特殊工	4,028	建具工	* * * *
トンネル作業員	3,488	ダクト工	3,330
トンネル世話役	4,557	保温工	3,117
橋りょう特殊工	3,915	建築ブロック工	* * * *
橋りょう塗装工	3,995	設備機械工	3,150
橋りょう世話役	4,568	交通誘導警備員 A	2,273
土木一般世話役	3,645	交通誘導警備員 B	1,980
高級船員	4,298		

(別紙2)

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 ※工事における熟練労働者以外の者	別紙1の職種に係る業務	1,458
	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	
	街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	
	可燃物等の収集運搬業務	
	学校給食センター調理等業務委託	
	学校給食配達業務委託	
	学校給食配膳業務委託	
	上記以外の業務・指定管理協定	1,315